



メンテナンス 必要なのは体だけ？ 心の病は大丈夫？

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品



（題字）初代会長 金丸福夫

令和3年5月 No.623

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料3,600円)

- わが社の災防活動 千代田興業株式会社 千葉営業所 …… (1)～(2)
- 無災害記録への挑戦 青葉運輸有限会社 (3)～(4)
- 小企業無災害記録表彰をご存知ですか？ …… (5)
- 短期連載「陸災防労働災害事例生成ツール」
活用編① 災害事例の文字入力について (6)～(10)
- [厚労省] 熱中症の発生状況について …… (11)～(14)
- [中災防] 熱中症対策セットのお知らせ …… (15)～(16)
- フォークリフト荷役技能検定(出張検定)のお知らせ(17)～(19)
- 連載 マコモ博士のメンタルヘルス2021 (20)～(21)
- 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 …… (22)
- 連載 解説!「労働災害の『事故の型』」 …… (23)
- 災害事例とその対策(荷役) …… (24)～(25)
- [厚労省]メンタルヘルスシンポジウムのオンライン公開について (25)
- フォークリフト荷役技能検定のご案内 …… (26)
- 労働災害発生状況(令和3年速報) …… (27)
- 陸運業 死亡災害の概要(令和3年3月) (27)～(28)
- 第57回全国陸災防大会 in 熊本のご案内 …… (28)



令和2年度安全衛生表彰「優良賞」受賞事業場

どんな時も基本に徹し、“チームワーク” 良く 強い組織で無事故・無災害を目指そう！

千代田興業株式会社千葉営業所 所長 南部喜英（千葉県支部）

はじめに

この度は、令和2年度安全衛生表彰「優良賞」をいただき誠に有り難うございました。

これもひとえに陸上貨物運送事業労働災害防止協会様、並びに関係各社様のご指導、ご支援のお陰と深く感謝申し上げます。

弊社は昭和15年（1940年）1月神奈川県川崎市にて創業以来、昨年で創立80周年を迎え、川崎・千葉・君津の各製鉄所構内における原料系物流作業を中心に荷主様のご用命をいただき、全社230名の陣容を整え、昼夜の体制で安全作業に邁進しております。

1 安全衛生活動方針

千葉営業所では例年、管理監督者による前年の安全成績（事故・違反・トラブル）を反省し、新年の活動方針の策定を行なってきましたが、昨年より荷主様のご指導のもと、従業員全員参加型の活動方針作成へ転換し、実

践して参りました。

【行動目標】 『ルールを守ろう！』

【業務スローガン】

『規律正しく、誠実な仕事で取り組もう』

【活動方針（要約）】

- (1) 基本行動目標「ルールを守ろう！」の徹底実践
- (2) 「双方向コミュニケーション」の充実
- (3) 異常時は「止める、呼ぶ、待つ」の徹底
- (4) 荷主様との一体となった危険撲滅活動推進
- (5) 「デジタコ・ドラレコ」の徹底活用

2 日々の安全活動

- (1) 大型プロジェクターによる朝終礼内容のビジュアル化（理解度向上）（写真1）
- (2) 過去の事故事例を基にした「私ならこうする」（双方向コミュニケーションの充実）（写真2）

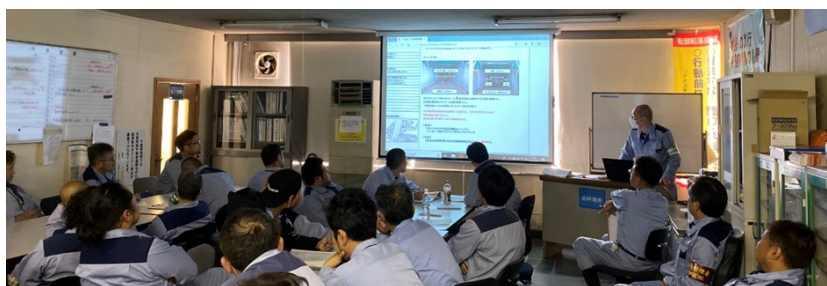


写真1 大型プロジェクターによる朝終礼内容のビジュアル化（理解度向上）



写真2 大型プロジェクターを用い、事故事例について双方向コミュニケーションの実施

※現在は新型コロナウイルス感染防止対策による「2部制（密回避）」と「パーティション化」（写真3）



写真3 パーティションによる飛沫感染防止

- (3) 管理監督者による車両添乗パトロール（毎週火曜日実施）
- (4) 荷主様と一体になった安全動作標準パトロール（毎週木曜日実施）



- (5) 補完する企画活動
 - ・陸災防千葉県支部様実施のフォークリフト運転技能講習受講
 - ・自動車安全運転センター様主催貨物自動車運転者課程への派遣
 - ・日本交通事故鑑識研究所様によるドライブレコーダー情報分析と安全度評価

3 安全活動推進基盤の充実

「安全は労政から」を信条に、種々の業務基盤整備を企画・推進中。

- (1) 「給与体系」改定
社員の労働意欲向上、規律ある勤務態度の醸成
- (2) 「個人面談」創設
人材育成、風通しの良い職場づくり、報連相の土壌づくり
- (3) 「人事評価制度」導入
マルチスキル型人材育成、適正配置による業務円滑化

- (4) 「作業環境」改善
 - ・照明設備・洗車設備の増設、駐車場整備（舗装・防犯対策）
 - ・現場ハウス・衛生設備（トイレ・手洗い）の整備・充実
- (5) 「TPM*活動」導入
始業点検・洗車・清掃・給油脂スキル教育と環境整備
※…TPM：Total Productive Maintenance（全員参加の予防保全）

4 本年の安全活動方針（昨年一年間の実態と反省を踏まえ）

【行動目標】

『どんな時も、基本に徹しよう！』

【業務スローガン】

『チームワーク良く、強い組織で乗り切ろう！』

【活動方針（要約）】

- (1) 状況変化に惑わず、横着や省略行動をせず「基本通り」に実践
- (2) しっかり伝え、しっかり確認、何でも言える「風通しの良い職場」づくり
- (3) 異常時は「止める、呼ぶ、待つ」報・連・相の良い習慣化
- (4) 荷主様と一体の危険撲滅活動継続
- (5) 「デジタコ・ドラレコ」の更なる活用展開

おわりに

先行きの見えぬ「コロナ禍」や経済活動の停滞状況に負けず、日々安全輸送・安全作業を継続している社員に対して、常に働きやすい職場環境を整え、安全意識の高揚や感受性の啓発に努め、全社一丸となった安全最優先の事業活動を展開していく所存です。

今後とも陸上貨物運送事業労働災害防止協会様、並びに関係各社様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【15年無災害記録達成事業場の取組】

無災害記録への挑戦

「職場の安全・家族の安心・災害ゼロはみんなの願い」

青葉運輸有限会社（福島県支部）

陸災防では、常時29人以下の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。

このたび、福島県支部所属の青葉運輸有限会社が15年間の無災害記録を達成されました。同事業場が15年間無災害記録を達成されるまでに取り組みられた対策、活動をご紹介します。

会社概要

弊社は福島県浜通りの北部に位置する南相馬市において（福島第一原子力発電所より北に約30km圏内）平成2年に創業し、主に地元製紙工場の製品・原料・古紙運搬と県内の家電リサイクルの二次物流業を中心に運営しております。

従業員数11名。車両は大型ウィング9台、トレーラウィング4台、大型ダンプ3台を保有しております。



1 無災害への取組

(1) 15年間無災害記録達成のきっかけ

荷積み荷卸し中の事故事例について社内安全会議で取り上げたことがきっかけです。

特にシート掛け中の落下の危険性が高いことから対策に取り組むこととしました。

(2) 15年間で特に力をいれた取組

- ・荷主と他社の物流会社の従業員と一緒に荷物の積卸し研修
- ・荷積み・荷卸しのマニュアル化と簡素化
- ・デジタコやドライブレコーダーを使った運転教育
- ・平ボディ車からウィング車への切り替え

(3) 効果のあった取組

- ・荷主と他社とが協力して会議を行った結果、交流・意見交換もでき、より安全に積卸し作業ができるようになりました。
- ・ドライブレコーダーを活用し、客観的に運転を見直すことができました。

- ・荷物に適したトラックに買い換えた結果、労働時間短縮につながりました。

2 現在の安全への取組内容

(1) 社内安全会議（開催時期／内容）

- 4月 みんなが参加できる交通安全運動を進めよう
- 5月 休日ドライブでのマイカー事故を防ごう
- 6月 雨天走行の悪条件を克服する安全指導をすすめよう
- 7月 きめ細やかな運転者管理をすすめ過労運転を防ごう
- 8月 休暇前に若年運転者に対して安全運転をアドバイスする
- 9月 職場と家族が一体となり交通安全を推進しよう
- 10月 夜間事故防止の運転管理と安全指導を強めよう
- 11月 交通事故の再発防止に管理データを活用しよう
- 12月 積極的に事故防止に取組み無事故で年始を迎えよう
- 1月 気持ちも新たに効果的な運転管理を推進しよう
- 2月 運転者の心理にある事故要因を排除しよう
- 3月 違反運転を排除する運転管理をすすめよう

(2) 荷主との会議（開催時期／内容）

- 6月 乗務員研修会

(3) 他社との会議（開催時期／内容）

- 6月 下期の安全講習会
「ノーミス・ノークレーム」
- 3月 上期の安全講習会
「リフト・車両の特性」

(4) 安全スローガンの設定

「輸送の安全はわが社の根幹」

(5) 社内安全教育の実施

災害連絡はすぐに周知徹底すること、また、ヒヤリハットを活用し危険が身近にあることを理解させ教育しています。

(6) 交通労働災害防止活動

デジタコを活用し、帰庫時にドライバーと共に速度、急発進、急ブレーキ、更に休憩、連続運転などを確認し指導を毎回することにより安全への意識を高め、より安全運転を心掛けるよう活動しております。



デジタルタコ、ドライブレコーダー、バックモニター

また、適性診断受診を計画的に行い、時間が経つとともに薄れる安全運転へ意識や、運転の特性を理解してもらい、安全運転と無事故無違反に努めております。

(7) その他の無災害への取組

分かりやすい説明を心掛けています。

「きちんと置く」のであれば「Aの場所に4段まで積み上げる」、「丁寧に扱う」のであれば「Bを一つずつ両手で持つ」というように具体的な言葉で、更には実際に手本を見せ説明するようにしています。

3 現在の労働衛生への取組

(1) 熱中症・腰痛・インフルエンザ予防・新型コロナウイルス感染症対策

夏の時期にはスポーツドリンクや経口補水液を配布し、熱中症対策の一つとしています。

腰痛の方へはクッション等のアドバイスをし、ドライバーと話し合いながらその方に合わせたものを配布しています。

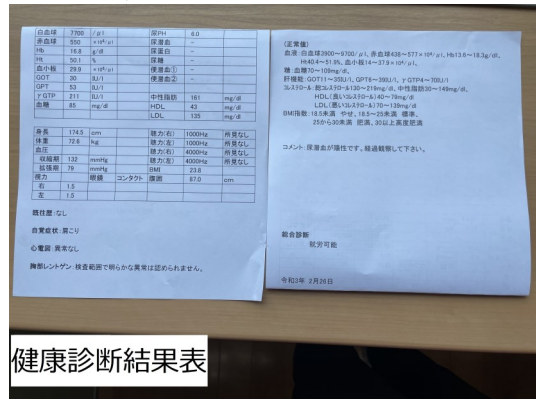
感染症対策としましてはマスクの配布、アルコール等の設置に加え、毎日体温測定をしてもらい対策をとっています。



点呼の様子

(2) 健康診断、有所見者への対応

会社でかかりつけの病院を決め、毎年同じ病院で健康診断を受診することにより、体の変化にすぐ気が付くことができるようにし、健康相談の依頼もしています。



健康診断結果表

かかりつけの医療機関による健康診断結果表

(3) メンタルヘルス対策

日頃からドライバーと顔を合わせてコミュニケーションを取り、何でも話しやすい環境づくりを心掛けております。

4 その他の取組

福島県交通対策協議会主催のセーフティチャレンジ（3名で1チームを作り、安全運転を心掛け6か月間無事故・無違反にチャレンジするもの）に全従業員、毎年参加し安全運転を心掛けるようにしています。

5 結びに これからの無災害（労働災害防止）への思い

これからも社員一丸となり安全に取り組み、「無災害記録」を伸ばしていけるよう精進してまいります。

小企業無災害記録事業場〔令和3年4月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	にいどの運送有限会社	16名	平成30年2月1日～令和3年1月31日	福島県
第1種	近物レックス株式会社福島営業所	15名	平成28年9月1日～令和元年8月31日	福島県
第1種	有限会社持地産業	12名	平成30年3月1日～令和3年2月28日	福島県
第2種	ケーワイ輸送	6名	平成23年2月7日～平成28年2月6日	福島県
第2種	有限会社齋藤覺商店	6名	平成28年3月1日～令和3年2月28日	福島県
第3種	株式会社大崎東北支店若松営業所	5名	平成26年2月25日～令和3年2月24日	福島県
第4種	有限会社矢部急行	6名	平成22年12月21日～令和2年12月21日	千葉県
第5種	株式会社原セントラルエクスプレス	18名	平成18年1月1日～令和2年12月31日	岐阜県

「小企業無災害記録表彰」をご存知ですか？

陸災防では、常時29人以下の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。

この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

表彰事業場には、会長名の表彰状と副賞を支部長を經由して授与するとともに、「陸運と安全衛生」で紹介し、所轄労働局長、労働基準監督署長にもお知らせしています。

●小企業無災害記録表彰 表彰状及び副賞（楯）のご紹介



無災害記録表彰状



副賞：第5種（15年間無災害記録達成）

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【短期連載】 陸災防労働災害事例生成ツールの活用方法

**災害が発生した！**

～同じ過ちを繰り返さないために！～

入力編その① 災害事例の文字入力について



誰も災害が起きることを望んでいませんが、不幸にして災害が起きたとき、その災害を教訓として必要な対策を講じないと、同様の災害が起こる可能性は決して低くないでしょう。

同じ過ちを繰り返さないためには、災害事例をもとに、従業員に対して、災害が発生した状況やその対策、正しい作業手順などを社内教育等を通じて周知していくことが重要です。

でも、、、、

- ・災害の状況を説明するにしても、言葉だけではなかなか伝わらない
 - ・説明資料を用意したくても、どのように作れば良いかわからない
 - ・類似の災害事例を探しても、なかなか適切な事例が見当たらない
 - ・類似の災害事例があっても、自社の作業環境と違って利用しづらい
- などといった経験がありませんか？



そこで、陸災防では、災害事例などを用いた安全教育用説明資料を、自社の作業環境を取り入れて誰でも簡易に作成でき、社内教育等に効果的に活用できる「陸災防労働災害事例生成ツール」を開発しました。

使い方は簡単！入力項目に従って、文字や写真を入れていくだけです。

スマホ等を用いて撮影した写真を活用できるので、自社の作業環境に即した災害の発生状況やその防止対策、正しい作業手順などをわかりやすく説明することが可能です。写真は複数枚連続して登録できますので、その画像を自動的にコマ送りすることで、よりリアリティのある動画として再現することができます。

なお、このシステムは、**当協会で作成・管理した事例以外は共有化されません。入力した情報が他社に漏れることはありません**ので、安心してご使用いただけます。

このコーナーは3回の連載で、

- (1)災害事例の文字入力について
- (2)写真やイラストの入力について
- (3)リスクアセスメントについて

を説明してまいります。

それでは、過去に起きた事例の入力方法について、具体的に説明してまいります。

- ① まず、事例タイトルと登録者を入力します。事例タイトルは、災害事例閲覧ページの災害事例一覧の画面に表示されますので、後で検索しやすいよう、事例の概要をわかりやすく記載します。

登録者名はイニシャルやニックネームでも構いません。

事例タイトル 必須	事例のタイトルを全角で35字以内で記入してください
	高所の荷物を検品中に墜落した
登録者 必須	陸災太郎

- ② 災害の発生日時と作業場所を入力します。いずれもプルダウンメニュー（選択肢）からの入力ですので、悩みません。

作業場所 必須	構内
	自社
	屋内
	倉庫

作業場所は、1段目から順次下の段へ、それぞれのプルダウンメニューから選択します。その他を選択したときは、その詳細を記載します。

- ③ 作業内容と事故の型も、プルダウンメニューから入力（その他は詳細を記入）します。

事故の型の分類については、本誌令和3年1月号から連載している「解説！「労働災害の『事故の型』」」を参照してください。

災害の起因物は、災害をもたらす元となった機械、装置もしくはその他の物または環境（例えば、トラック、フォークリフト、ロールボックスパレット、テールゲートリフター、昇降設備、作業床、通路、荷（コンテナ等）、高温・低温環境など）を入力します。

作業内容 必須	荷役作業
	その他
	その他を指定した場合は以下に詳細を入力してください 必須
	高所の荷物を検品していた

事故の型	墜落・転落
災害の起因物 必須	フォークリフト

- ④ 被災の程度は、傷病名（右足首捻挫、頭蓋骨骨折、右手指裂傷、腰椎捻挫など）、休業日数（見込日数）などを具体的に記入します。

被災の程度（見込みを含む） 傷病名、休業日数などを具体的に記入します

必須

頭蓋骨骨折。休業3か月。

- ⑤ 災害の発生状況は、作業の開始から災害発生までの一連の経過を記入します。災害の原因は、災害に至った直接的・間接的原因をわかる範囲で記入します。

災害の発生状況 **必須**

作業の開始から災害発生までの一連の経過を記入します

スチール製ラックに保管された、高所の荷物の検品作業。
フォークリフトのパレットに乗って、フォークをリフトした状態で作業を行っていたところ、バランスを崩し墜落し、床面に頭部を強打した。

災害の原因 **必須**

災害に至った直接の原因・間接的原因を分かる範囲で記入します

フォーク上のパレットに乗って作業したこと。

- ⑥ 再発防止対策は、災害の根本的な原因を究明し、その原因を取り除いた改善対策を記入します。正しい作業手順の流れでは、新しい作業全体の流れを記入します。

再発防止対策 **必須**

同種の災害を発生させないため、問題の根本的な原因を究明し、その原因を取り除く改善や対策を記入します

高所で検品作業を行う場合は、オーダーピッキングトラックを用い、かつ墜落制止用器具等を用いて墜落しないようにする。

正しい作業手順の流れ **必須**

事故を踏まえた、新しい作業全体の流れを記入してください

高所での検品作業にかかる作業計画、作業手順を作成し、オペレーターと事前の打合せを行うこと。
その際、当該作業にかかる留意点を説明すること。（過去の災害事例をもとに事例ツールの印刷物を使用して）
責任者は、オペレーターが正しく作業を実施しているかを、随時確認し、必要があれば指導すること。

以上が、文字で入力する部分の説明となります。

各項目に正解はありません。自社に合った災害防止対策を見つけ、共有し、その対策に基づいて作業を行うことで、同様の災害を発生させないことが何より重要なことです。

次回は、画像の入力方法について説明します。



～ 陸災防労働災害事例生成ツールを活用した ～ 「リスクアセスメント事例コンテスト」実施！

当協会では、夏期労働災害防止強調運動に合わせ、陸災防労働災害事例生成ツールを活用した「リスクアセスメント事例コンテスト」を実施します。

● リスクアセスメント事例コンテストのテーマ

- 1 トラックに関連する事例部門（墜落・転落、荷崩れ、無人暴走、後退時の事故等（走行に関するものは除く。））
- 2 荷役運搬機械に関連する事例部門（フォークリフト・テールゲートリフター等）
- 3 人力作業・人力運搬機に関連する事例部門（台車・ロールボックスパレット等）

● 応募の資格（次のいずれかに該当する方）

- 1 当協会の会員事業場（賛助会員を含む。）の役員・従業員である方
 - 2 当協会の役職員の方
- このコンテストでは、応募用の専用IDを発行します。

● 募集の期間

令和3年6月10日(木)～7月30日(金)入力分まで

● 賞品

最優秀賞、優秀賞には表彰状のほか賞品をお贈りします。

～ 詳細は、本誌次号でお知らせします ～

※陸災防労働災害事例生成ツールというリスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するために必要な対策を立てることを目指すもので、リスクの特定、リスクの分析、リスクの評価を網羅するプロセス全体を指すものではありません。

陸災防労働災害事例生成ツール

事例生成ツールとは

ブラウザ上で災害事例を誰でも簡単に入力でき、社内教育や共有資料として、見やすく、シンプルに出力できるツールです。

特徴

- ・ 再発事故防止、危険予知・リスクアセスメントの両面からの安全対策を図ることができます。
- ・ 自社内の写真を活用できるので、実態に即した現場環境を再現することができます。
- ・ 画面上で動的に画像が動かすことができるので、リアリティのある再現が可能です。
- ・ 全て無料で利用できます。（陸災防の会員は共有化された全ての事例の閲覧ができます。）



お申込み欄

ツールの利用にはお申込みが必要です。欄内に必要事項を全てご記入ください。

会社名・営業所名			
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 <small>(賛助会員含む)</small>	<input type="checkbox"/> 非会員	担当者名
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
希望ログインID <small>(6文字以上で英字と数字を混在させてください)</small>			
希望パスワード <small>(8文字以上で英字と数字を混在させてください)</small>			

ご記入後にメールまたはFAXにてお申込みください

E-Mail : saigajirei.registration@rikusai.or.jp

FAX : 03-3453-7561

(注)登録完了後メールにてお知らせいたします。数日経っても届かない場合は下記の「お問い合わせ」までご連絡ください。お申込みいただいた登録情報は、当ツール使用の目的のみに利用させていただきます。

お問い合わせ：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

職場における熱中症の発生状況について ～2020年速報値から～

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

職場における熱中症による労働災害の発生状況を2020年の速報値でみると、休業4日以上（以下）の死傷者数は919人、うち死亡者数は19人となっています。陸上貨物運送事業については、死傷者数は前年より増加しており、死亡災害は発生しなかったものの、中には長期間にわたる休業災害も発生しています。

職場における熱中症は、適切な予防対策を講じた上で、熱中症の初期症状がみられた時点で適切かつ迅速に対応することにより、重篤化や死亡を回避することが可能です。陸上貨物運送事業では、荷の積卸し作業や倉庫など風通しの悪い屋内での作業での熱中症が多く発生しており、厚生労働省では、夏場に高温多湿となる作業場所を中心に、WBGT値を実測することによる暑熱リスクの把握、入職直後や夏休み明けなど熱順化が十分でない作業員に対する配慮につき呼びかけています。事業者の皆さまにおかれては、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」要綱を参考とし、熱中症予防対策に取り組んでください。

令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」については、こちら。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

1 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称です。その症状は、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・吐き気・倦怠（けんたい）感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害など様々で、暑い環境での体調不良はすべて熱中症の可能性があり、重症化すれば死に至ります。

気分が悪いなどの軽い症状にみえても、急速に症状が悪化して手遅れになることがあるため、日ごろの作業員の体調把握や、気分が悪いため休養する際の状態確認、早めの受診などが欠かせません。また、医療機関の受入れ体制がひっ迫していることも想定し、あらかじめ緊急時の連絡体制を整えておきましょう。



2 職場における熱中症の現状

死傷者数の推移（2011-2020年）

2020年の職場における熱中症による死亡者数は19人であり、これら死亡災害を含む職場における熱中症による休業4日以上（以下）の死傷者数は、919人です。過去10年間（2011-2020年）の発生状況と比較すると、死傷者数については、年平均の約1.5倍に達しており、直近3年が最も多くなっています。死亡者数については、過去10年間の平均21人を下回るのは2017年以来です。

表1 職場における熱中症による死傷者数の推移（2011年～2020年）（人）

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
422 (18)	440 (21)	530 (30)	423 (12)	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	919 (19)

※2020年の件数は2021年1月15日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

3 業種別発生状況（2015-2019年）

2020年の死亡災害19人の業種別内訳をみると、製造業6人、建設業4人となっており、この2業種で半数を超えています。休業4日以上之死傷者数においても、製造業と建設業で4割を超えている状況にあります。

陸上貨物運送事業において、死亡災害は発生していませんが、休業4日以上之死傷者数は135人となっています。これら135人の休業見込み日数をみると、86%は14日以内ですが、14日を超え30日以下が14人、30日を超えるものも5人あるなど、回復に長期間を要する事例が含まれています。表3に、休業見込み期間が長期にわたる事例を紹介します。

救急医療において熱中症の重症度Ⅲ度とされる状態は、高体温と脱水から、脳、肝臓、腎臓などの障害や、血液凝固系の異常が生じる重症とされており、集中治療を行わなければ生命の危険があります。

表2 熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020年）

（人）

業種	建設業	製造業	陸運業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
死傷者数	201 (4)	190 (6)	135 (0)	79 (1)	77 (2)	59 (4)	13 (1)	6 (0)	159 (1)	919 (19)

※2021年1月15日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

4 経験期間と熱中症の関係

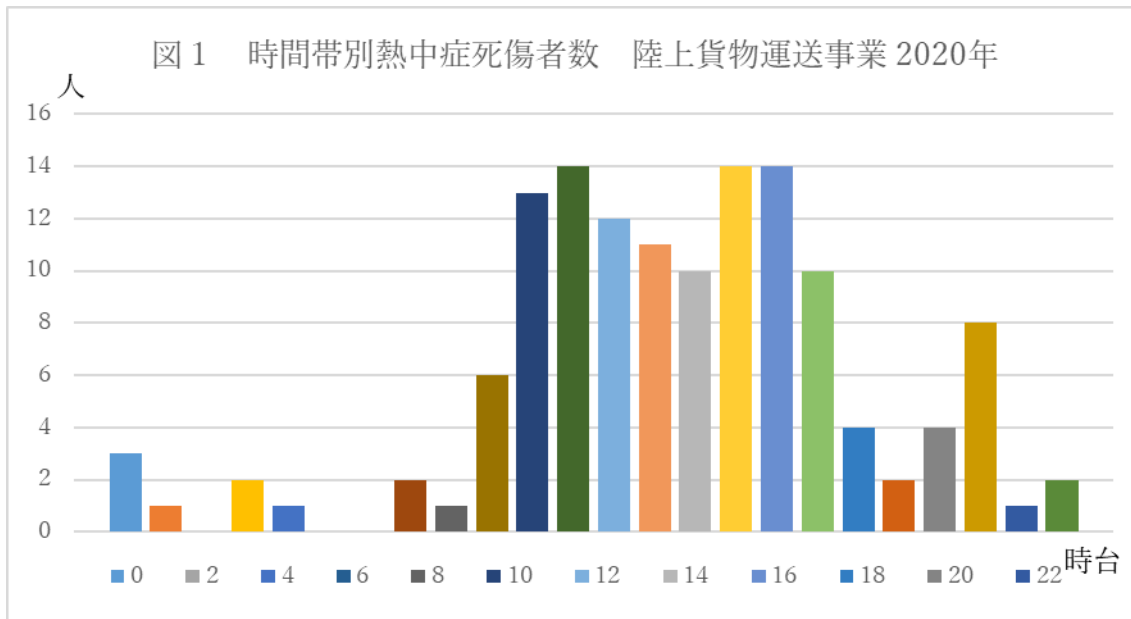
陸上貨物運送事業における休業4日以上之死傷者数135人について、経験月数をみると、1か月未満が8人、それらを含め12か月以下が50人と37%を占めています。表4に、経験年数1か月未満の災害事例を紹介します。

熱中症は、暑熱作業に1週間程度以上従事して熱順化した人とそうでない人との間で、発症リスクが異なることが分かっています。仕事を始めて数日間は、暑熱作業における作業負荷を段階的に上げていくよう配慮する必要があります。また、暑熱作業を経験した人でも、4日以上之の休日を挟むと熱順化の効果が薄れていきます。数日をかけて作業負荷を戻していくようにしましょう。

5 時間帯別発生状況

熱中症が発生しやすい時間を予想するため、2020年の陸上貨物運送事業での死傷者数を時間帯別に分析してみたのが、次の図1です。夜間の作業でも熱中症が発生しており、発生時に速やかな応急処置や医療機関への受診が可能な体制を整えておく必要があります。

10時から12時、15時から17時までの間に多くなっていることがわかりますが、午前中の発生に関しては、前日から朝にかけての健康状態、例えば睡眠、前日の飲酒、朝の水分や食物の摂取状況や、前夜の暑熱環境なども影響している可能性があります。18時台以降にも多く発生しており、作業終了を待たずに体調不良を申し出ることができるよう配慮が必要です。



※2021年1月15日時点の速報値である。

表3 陸上貨物運送業における休業災害（長期間にわたるもの）

年月	業種	年代	休業見込期間	事案の概要
2020年 8月	その他の 道路貨物 運送業	40歳代	6か月	午後の暑い時間帯に荷卸し作業を行うことになっていたが、予定していた作業場が混雑する中、責任者と落ち合えずに時間ばかりが経過した。意識がもうろうとする中で、なんとか元の待機場所に戻ったが、その後トラックの中で倒れた。
2020年 8月	一般貨物 自動車運 送業	30歳代	5か月	屋外で配達作業中、気分が悪くなりその場で動けなくなった。
2020年 8月	その他の 道路貨物 運送業	50歳代	3か月	トラックの荷台で積み卸し作業中、暑さで意識がもうろうとし、救急搬送された。胸部の痛みがおさまらず転院して治療を受けたところ、心筋梗塞と診断された。
2020年 6月	一般貨物 自動車運 送業	40歳代	2か月	作業を始めてから、しばらくして言動がおかしくなったため、様子を見ていたら意識を失ったため、救急搬送した。経験期間は1か月未満であった。

(注) 2021年1月15日時点の速報値であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

表4 陸上貨物運送業における2020年に発生した熱中症災害（経験年数1か月未満のもの）

年月	業種	年代	休業見込期間	事案の概要
2020年 5月	一般貨物 自動車運 送業	40歳代	4日	25件の配達を終えたところに息苦しくなり、過呼吸で救急搬送された。
2020年 8月	陸上貨物 取扱業	30歳代	5日	物流倉庫内において製品在庫にシールを貼る作業を行っていたところ、暑さの中で徐々に体調が悪くなり、昼過ぎに救急搬送された。
2020年 8月	一般貨物 自動車運 送業	50歳代	7日	10kg程度の樹脂製品を29個荷卸しした後、トラックに乗車したところ、汗が止まらず痙攣が起きたため、車を停車させて救急隊を要請した。
2020年 7月	一般貨物 自動車運 送業	10歳代	7日	仕分け作業場構内で作業中、手足が痙攣し攣ったため、涼しい休養所で休んでいたが、症状が回復しないため救急搬送された。
2020年 6月	一般貨物 自動車運 送業	40歳代	10日	屋外の作業場所で荷物の確認引き取り作業を行っていたところ、頭痛がおさまらないため涼しい休養所で休んだ後、医療機関を受診した。
2020年 9月	一般貨物 自動車運 送業	50歳代	14日	引越業務で建物の3階までの搬入作業を繰り返すうちに痙攣を起こしたため、木陰で休んでいたが、症状が回復しないため救急搬送された。
2020年 8月	その他の 道路貨物 運送業	20歳代	30日	家具を配達して搬入する作業を行っていたところ、体調不良となり倒れたもの。

(注) 2021年1月15日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

厚生労働省は、令和3年4月30日に令和2年（2020年）の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）を公表しました。

詳細につきましては、次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18365.html

Cool Work, Safe Work

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。運送業においては2019年と比べると2020年の熱中症による死傷者数(速報値)は増加しており建設業、製造業に続く件数となっています。
そこで陸災防では熱中症対策用のグッズと小冊子のセットを 会員様向けに特別価格で販売いたします。

A
セット

ネッククーラー+ 熱中症予防対策小冊子

通常価格 1,188円 ▶ 会員特別価格 **1,000円** (税込)

働く人の熱中症予防
～暑さから身を守る～

改訂
第2版

熱中症・夏場対策にはこの一冊!



中央労働災害防止協会 編

8頁 / 4色刷 A5判

定価 110円

熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラリーによるブレクーリングの効果などを加筆しイラストも新規作成・修正を行った改訂2版。

人気商品 マジクールEX

定価 1,078円

●サイズ:H55×W570mm

◆水を含ませて首に巻くだけで冷感が長時間持続するネッククーラー

◆気化熱作用で首回りを冷却

◆水だけで冷感が20時間持続

MAGICOOL®

NEW!

気化熱作用で首回りを冷却
太い血管が多く集まる頸部を冷やします。

ネッククーラー MAGICOOL®

水だけで
冷感持続

スワッシュ&ヒート

冷感持続 20時間

冷感商品選ばれて800万本突破

繰り返し使えるのでエコで経済的!

- 1 水を含ませる
- 2 首に巻く
- 3 冷感持続

B
セット

ヘルメット装着型ファン+ 熱中症予防対策小冊子

通常価格 2,893円 ▶ 会員特別価格 **2,450円** (税込)

リスクを知って 防ごう熱中症
暑くなる前に備える!!

改訂
第2版

携帯できるポケットサイズ



堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編

16頁 / 4色刷 A6判

定価 220円

現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。WBGT値の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。第2版では、最新の法令・通達、JISに対応したほか、水分・塩分補給のポイントなどを新たに追加した。現場の日常的な管理に最適。

ヘルメット装着型 マイファンポケット(白)

定価 2,673円

●セット内容:(本体1+充電用USBケーブル1+丸型ベルクロテープ1+ヘルメット固定用ゴムバンド1)

◆送風で気化熱効果による冷却を促進!

◆USB充電式で最大8時間使用可能!

MAGICOOL®

ハンディor卓上だけじゃない! ヘルメットやキャップに取付け
ハンズフリー で首裏に送風!!

多機能ハンディファン
マイファンポケット+ヘルメットバンド

軽量/薄型
約115g/22mm

USB充電式
最大8時間

ネッククーラー マジクール
くり返し使える 抗菌防臭加工※別売

送風することにより
気化熱効果による冷却を促進!!

現場作業員の
熱中症対策に最適!!

感動的なファンです。もう手放せません!

使用例

角度調整可能
風量3段階調整

※販売商品は白色のみとなります ※ヘルメット、マジクールは別売です
※髪の長い方は、髪を束ねてご使用ください

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策セット

※他のセットは次頁を
ご覧ください



C セット **働く人の熱中症予防+**
マジクールEX+マイファンポケット

通常価格 ~~3,861円~~ ▶ 会員特別価格 **3,300円** (税込)




軽量/薄型
約115g/22mm

USB充電式
最大8時間

D セット **リスクを知って防ごう熱中症+**
マジクールEX+マイファンポケット

通常価格 ~~3,971円~~ ▶ 会員特別価格 **3,400円** (税込)




軽量/薄型
約115g/22mm

USB充電式
最大8時間

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策セット 申込書

お申込先 **FAX 03-3453-7561** (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2021

貴社名	
所在地 〒	
部課名	ご担当者名
TEL	FAX

品名	No.	金額 (税込)	数量
A セット マジクール EX 働く人の熱中症予防～暑さから身を守ろう～	45366 21548	1,188円 会員特別価格 ▶ 1,000円	
B セット ヘルメット装着型 マイファンポケット(白) リスクを知って 防ごう熱中症 暑くなる前に備える!!	45371 21618	2,893円 会員特別価格 ▶ 2,450円	
C セット マジクール EX + ヘルメット装着型 マイファンポケット(白) 働く人の熱中症予防～暑さから身を守ろう～	45366 45371 21548	3,861円 会員特別価格 ▶ 3,300円	
D セット マジクール EX + ヘルメット装着型 マイファンポケット(白) リスクを知って 防ごう熱中症 暑くなる前に備える!!	45366 45371 21618	3,971円 会員特別価格 ▶ 3,400円	

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

発送料	① 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	632円
	② 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,265円
	③ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上の場合	1,897円

※ 新刊・新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様のご都合によるご注文商品の返品・交換はお受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844



貴社のフォークリフト
安全大会等に…



フォークリフト荷役技能検定（出張試験） を活用しませんか？

当協会では実施していますフォークリフト荷役技能検定試験は、より多くの方々に受検する機会を作っていただけるよう、出張試験（フォークリフト荷役技能検定2級出張試験）を実施しております。これまで、実施日、場所等の関係で技能検定を利用することが困難だった企業には、ニーズに応じて出張試験を実施いたします。

自社でフォークリフト安全大会等を開催される際には、本検定試験とのコラボレーションによる実施についても、是非、ご検討ください。

出張試験の概要

陸災防の運営スタッフ（審査員、事務職員）が、希望する企業等（以下「企業等」という。）の施設（試験会場）に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施するものです。

なお、試験会場は、企業等の施設を原則としますが、自前で試験会場を用意できない場合は、最寄の陸災防支部の会場を借用し実施することも可能です。

実施要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 1 点検試験及び運転試験に使用する最大積載荷重1t～1.5tのカウンターバランスフォークリフト（トルコン車）を各1台、又は最大積載荷重1t～1.5tのリーチフォークリフト（バッテリー車）を各1台用意できること
- 2 次に定める運転試験コース（障害物の設置含む）を設定できること
 - 【[カウンターバランス運転試験レイアウト](#)】
 - 【[リーチ運転試験レイアウト](#)】
 なお、運転試験コースは、平坦で凹凸のない路面であること
- 3 積載荷重（500kg）を用意できること
- 4 学科試験会場（会議室等）、審査員控室、集計室等試験実施に必要な施設を用意できること
- 5 出張試験受検予定者数が1回10～20人程度であること
 - 上記人数を下回る場合若しくは上回る場合、又は試験科目免除者がいる場合は、別途協議

出張試験の流れ

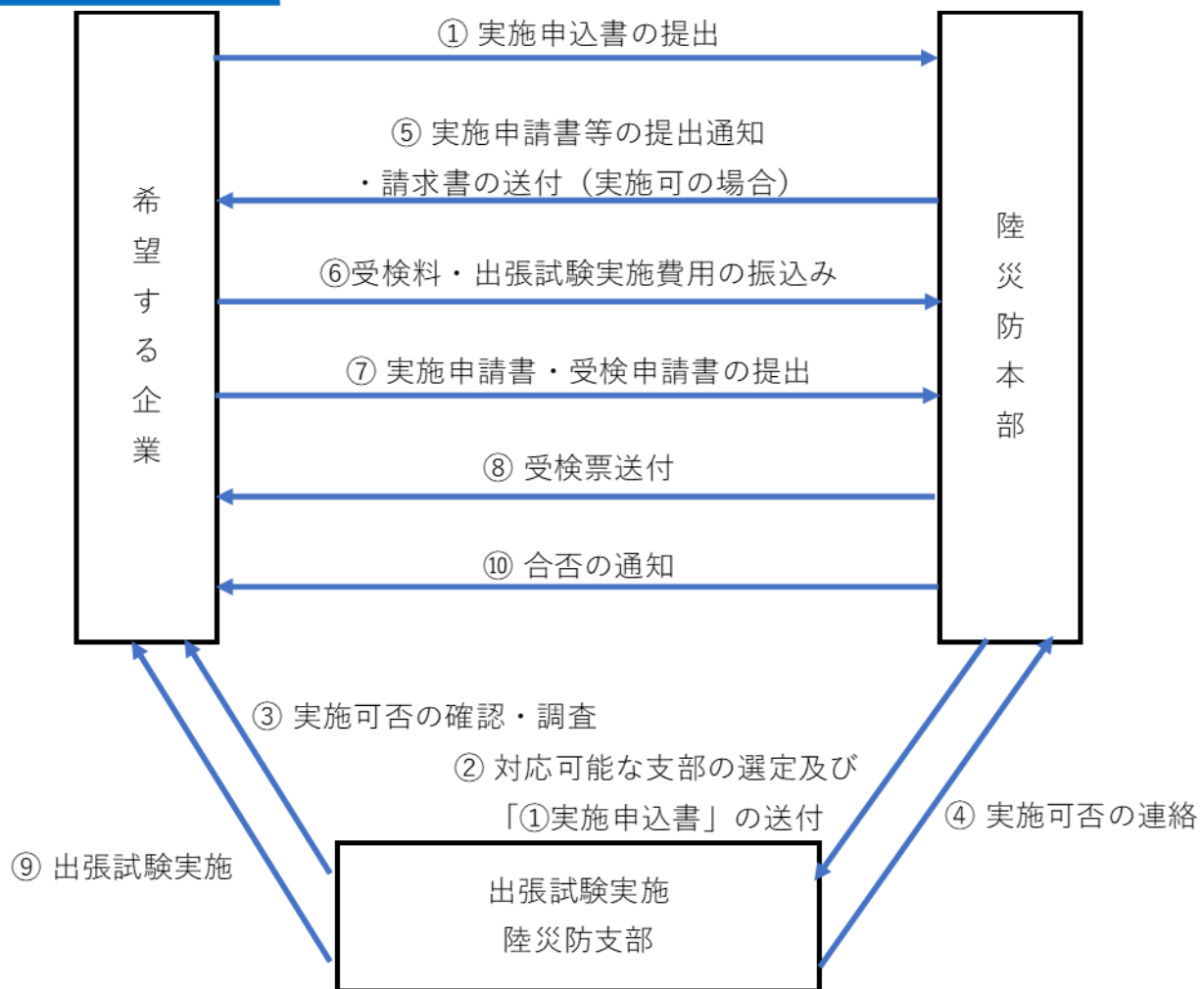


図 出張試験の流れ

1 実施申込み

企業等は、出張試験実施を希望する日の3か月前までに、出張試験実施申込書を陸災防本部に提出してください。（図の①）

【出張試験実施申込書】

2 実施可否の確認

試験実施陸災防支部（企業等の最寄の試験を実施する陸災防支部）は、企業等が実施要件に該当するか否か確認するとともに、出張試験実施可能日について、日程調整します。（図の②、③、④）

3 受検料・実施費用請求書送付

企業等が実施要件に該当し実施可能となった場合には、陸災防本部は、企業等に、実施申請書等の提出について通知するとともに、受検予定者分の受検料及び出張試験実施費用の請求書を送付します。（図の⑤）

- 1 出張試験実施費用：50,000円
但し、10人を超える場合は、受検者1人当たり5,000円
- 2 受検料：フォークリフト荷役技能検定12条1項1号の金額

4 受検料・実施費用等納付

企業等は、受検料及び出張試験実施費用を陸災防本部の指定口座に振り込んでください。（図の⑥）

5 実施申請及び受検申請書提出

企業等は、陸災防本部に振込証を添付した出張試験実施申請書及び受検者毎の受検申請書を陸災防本部にFAX又は郵送にて提出してください。（図の⑦）

【出張試験実施申請書】

【受検申請書】

6 受検票送付

陸災防本部は、企業等に、実施日のおおむね2週間前までに、受検票を送付します。（図の⑧）

7 出張試験実施

出張試験実施日に、試験実施陸災防支部から審査員、職員が企業等の施設（試験会場）に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施します。

点検試験、運転試験の試験項目等は、次のとおりです。（図の⑨）

【カウンターバランス作業開始前点検項目】 【リーチ作業開始前点検項目】

【カウンターバランス点検試験参考動画】 【リーチ点検試験参考動画】

【カウンターバランス運転操作手順】 【リーチ運転操作手順】

【カウンターバランス運転試験参考動画】 【リーチ運転試験参考動画】

8 合格結果通知

出張試験実施日のおおむね2週間後に、陸災防本部は、企業等に出張試験に合格した者について合格通知書を送付します。（図の⑩）

お申込み、問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 担当 木下・滝谷

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

E-mail kinoshita&rikusai.or.jp（迷惑メール対策のため、&を@に変えてください。）



【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2021
(第5回)

テーマ「木の芽時は「人事異動後症候群」に注目！」

精神科医 夏目 誠

図1. 「職場の雑談」から

人事異動後症候群

人事異動が引き金
になって不調になる
人がかなりいます

変化が重なり「メンタル不調」が増加

春と言えば木の芽時、よく不調になる人が多いと言われますが…。この時期は冬から春への季節の変わり目であり、生命が萌え出てくる時期です。季節の変わり目でありホルモン分泌も変わります。寒暖差が激しいと体がそれについていくのが難しく自律神経も不安定になりやすいのです。また朝晩の気温の差もあります。さらに春は、日照時間が短い冬と日照時間が長い夏の移行期間に当たるため、体内時計が「時差ボケ」のような状態になりやすい。このような様々な変化が起こるのは、心身にとってストレスになるのです。

ここだけの話広がる木の芽時（添野光子）

このほかに春先は様々なイベントが生じます。いわば1年で最も多くの出来事が生じる時期です。卒業式、入学式、入社式、送別会、人事異動、引っ越しなどなど。様々な出会いや別れがあり、感情が揺さぶられる時期でもあります。

冒頭の俳句にあるように「ここだけの話（さまざまなうわさ）が広がる」時期でしょう。ひそひそ話で。想いは悲喜交々。

ここでは働く人に関係します「人事異動後症候群」を紹介します。

「人事異動後症候群」がしやすい！

人事異動は働く人にとっての関心事です。「人事異動後症候群」を提唱されました笠原嘉名大名教授は「人事異動後3か月間は、ストレス病が発症しやすいハイリスク期間と考え、対象者に配慮をしてほしい」と警告してくれています。

なぜ3か月なのか？

なぜ3か月なのか。私の解釈ですが異動後1か月間は「仕事の段取りや流れ、職場の慣例や掟、仕事上のキーマンは誰なのか」を知るために、余力で対応するでしょう。その過程で、おおまかな流れがつかめれば適応がしやすい。

それができない場合、全力投球しながら努力しますが、長くは続かない。このころから、「疲れやすい。体がだるい」や「集中できない。イライラする」と訴え内科などを受診するが、異常所見が見つからないようです。医師は「ストレスが関与している可能性があるかも」と説明しますが、納得できずに体の病気と主張する人が多い。しんどさが蓄積されていきます。

さりげない配慮は声掛けから

予防として「昇進した人、仕事の内容が大幅に変わった人、転勤先で知人がいない人」への上司や先輩の「さりげない配慮」が予防に役立ちます。気になっている人に声をかけ、問いかけをしながらコミュニケーションを取っていきましょう。

耳を傾け「聞き上手」になって、慣れない点や仕事がスムーズにいかない点を受け入れ、共感していくのです。この際、意見を言わないことです。そうなれば「不調者」は言いたいことが言えなくなってしまうからです。

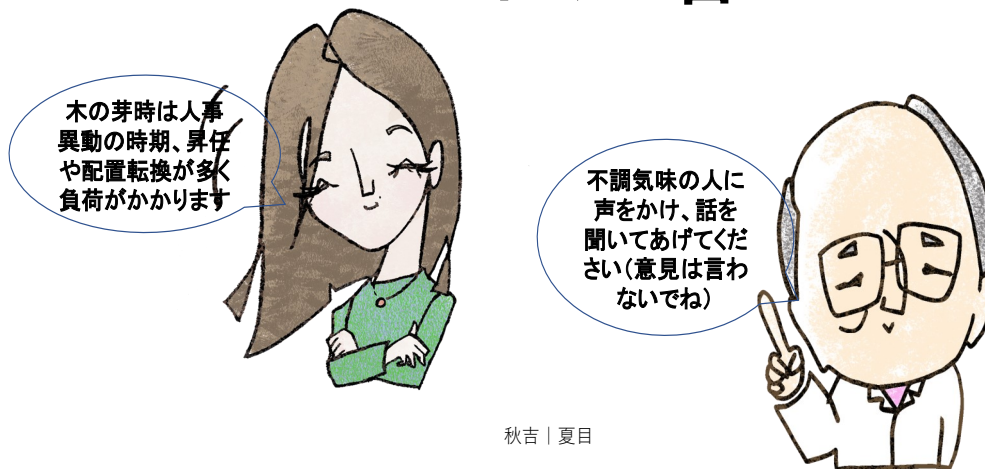
サポートの仕方

傾聴し終わったら、話の内容のポイントを整理しましょう。自分ができるサポートを考えてください。例えば転勤し知人がいなく、孤立気味の人には、職場の慣例や仕事の流れ、段取りを紹介し、そのことを知っている人に顔つなぎをするのも良いでしょう。

今回のシンドロームは、早期発見の手がかりになり、かつ予防にも使えるものだから、ヒントにされたらいかがだろうか。

最後に「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



秋吉 | 夏目

【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第14回

11 安全衛生委員会（第19条）

(1) 安全衛生委員会の構成

安全委員会は陸運業において労働者が50人以上の事業場に、衛生委員会は業種にかかわらず、労働者が50人以上の事業場に設置義務があります。

安全委員会と衛生委員会は、それぞれ設置する代わりに、「安全衛生委員会」として設置することができます。

その際、委員の構成は、安衛法第19条第2～4項により次のように規定されています。

- ① 総括安全衛生管理者など、その事業場のトップの者（1名に限る。）
- ② 安全管理者
- ③ 衛生管理者
- ③ 産業医
- ④ 安全に関し経験を有する者
- ⑤ 衛生に関し経験を有する者
- (⑥ 事業場の作業環境測定士を委員とすることができます。)
- ⑦ 労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）が推薦した者

なお、議長は、①の者がなります。

また、②～⑥を合わせた委員数と⑦の委員数は同数か⑦の委員数を多くする必要があります（労働組合との労働協約に別段の定めがあるときは、その限りで適用しません。）。

(2) 安全衛生委員会の付議事項

安全委員会と衛生委員会の付議事項につきましては、前回と前々回で説明しましたが、それぞれの付議事項を合わせると、安全衛生委員会の付議事項になりますので、それらを列挙します。

- 一 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

三 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること

四 安全衛生に関する規程の作成に関すること。

五 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

六 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

七 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。

八 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

九 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

十 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

十一 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

十二 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。



【新連載】 事故事例を自分の現場の情報源とするために

解説！「労働災害の『事故の型』」

第5回

今回、まずは「激突」から。

◆「激突」と「激突され」◆

ここまで「1 墜落、転落」「2 転倒」と解説して参りましたが、「3 激突」はこれら“激突系”のなかの「その他の激突」ともいうべき分類です。一方、「6 激突され」は、続く「4 飛来、落下」「5 崩壊、倒壊」などの“激突され系”のなかの「その他の激突され」といった分類となっています。

激突系が「人が何ものかに激突した場合」をいい、激突され系が「物が人に激突した場合」をいう、そんな関係にあります。

◆労働災害分類としての「激突」◆

「激突」は「墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合をいう」と定義され、車両系機械などとともに激突した場合も含まれます。

構内や敷地内でトラックやフォークリフトが運転中に正面衝突し運転者が被災した場合には、いずれにより非があったかによって起因物を決めることにされていますが、決めがたい場合には、被災者の運転していた物を起因物とします。例を挙げれば、①構内においてフォークリフトを運転中、壁に激突(起因物＝フォークリフト) ②トラックの荷台から通路に飛び降りた際に足を骨折(起因物＝通路)、となります。

(一方「激突され」は「飛来・落下、崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいい、つり荷、動いている機械の部分などが当たった場合を含む」と定義されますから、構内でトラックやフォークリフトにはねられた場合は「激突され」になります。現場でフォークリフトが横転して、誘導していた者が下敷きとなるような場合にも、人を中心として発端となった現象を選択することになっていますから、転倒やはさまれに分類せず、この「激突され」になります。)

いずれにしろ、激突する物の重量や衝撃が大きいほど、怪我の程度も深刻なものになることが多く、事故によって重度の後遺障害が残ったり死亡という結果になるケースがあるものです。

◆陸運業の「激突」、更には「激突され」災害◆

令和元年データの死傷災害15,382件のうち、「激突」は1,163件と、その占める割合は8%といったところですから、「動作の反動、無理な動作」や「はさまれ、巻き込まれ」などの累計より少ない、第5順位となります。

起因物との関係を見れば、トラックが334件と最も多いことは押さえておきながらも、次に通路が166件という点は着目しておくべきです。先述の「トラック荷台からの飛び降り」などが該当するからです。

フォークリフトによるものは76件、フォークリフト運転中の衝突事故、となります。(一方「激突され」では、全855件のうち、フォークリフトが247件と圧倒的となっています。ちなみに続いては、人力運搬機180件、トラック93件、荷姿の物92件で、これらでほぼ72%を占めてしまいます。)

実は、この稿、「3 激突」で書き始めていますが、2013～17の間での死傷災害と死亡災害の発生状況を見ると、死傷災害こそ「激突」が第6位で「激突され」は上位には入ってこない(その他の8%に包含)ののですが、これが死亡災害となると「激突」が消え(その他に包含)、「激突され」が第5位となる、そんなところが見えてきます。全産業でも同様の状況です。

陸運業では、国の5か年計画を踏まえて、陸上貨物運送事業労働災害防止計画(2018年度～2022年度)を策定していますが、この中で、重点対策のいの一番に「荷役5大災害の防止」を掲げています。この5大災害、・墜落転落・荷崩れ・フォークリフト使用時・無人暴走・後退時、の5つです。災害の70%を占める荷役作業時の災害、それも死亡災害にみる災害パターンがこの5つという結果ですから、重大(重篤)な労働災害を防ぐためにはこの「激突され」災害、その原因分析と対策が重要となっています。

必要な作業手順書を作り守らせる、積卸やフォークリフト作業は作業指揮者のもとに行わせる、荷の固定固縛やフォークリフト作業の安全教育を行う、トラック等の逸走防止措置を励行させる、必要に応じた誘導員を配置する、等々の対策措置が求められます。

災害事例
と
その対策

トラックのタンク上から墜落！ —荷主等との協議の場を—

陸運業における労働災害を防止するためには、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を指針として、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組む必要があります。

本件災害は、陸運事業者だけでは対応が困難で、荷主等との協議の場を設けて十分議論した上で、再発防止対策を講じることが特に効果的であると思われる事例です。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
（事業場規模：10人未満）
- 2 発生日時：8月 午前7時頃
- 3 発生場所：荷主構内（屋根付き建屋）
- 4 被災者：トラック運転手 60代
- 5 傷病の程度：死亡（頭部・脳挫傷）
- 6 災害発生状況

被災者は、最大積載量7.75 tトラック（粉粒体運搬車）のタンク上部において、フレコンバックに入った牛の飼料をタンクに投入する作業を行っていたところ、高さ2.8mのタンク上部から墜落して死亡したものの。

なお、被災者は1人で荷役作業とフォークリフト運転を行っていたが、災害発生時は、2.5 tフォークリフトで2袋の飼料入りフレコンバック（1袋の重さ500kg）がタンク上部より高くつり上げられていた状態であった。

また、墜落時保護用の保護帽は、運転席に置いていたが未着用であり、建屋には墜落制止用器具（安全帯）取付設備もなく、墜落制止用器具も使用していなかった。



7 災害原因

- (1) 荷主構内の屋根付き建屋において、ト

ラックに荷積みをする際の墜落防止設備が整えられていなかったこと。

また、陸運事業者も、墜落制止用器具を用いて作業を行わせていなかったこと。

- (2) トラックのタンク上部で作業をしているのに、墜落時保護用の保護帽が運転席に置かれたままになっており、保護帽を着用させていなかったこと。
- (3) 耐滑性のある靴（Fマーク）を使用しておらず、靴裏の点検もしていなかったこと。
- (4) フォークリフトによる作業計画を定めていなかったこと。
- (5) フォークリフトを用いた作業及びトラックへの荷積みの作業に係る作業手順書を作成していなかったこと。

8 再発防止対策

- (1) ガイドラインでは、「荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置する」としていますので、その例を2つ紹介します。

<例1：荷主構内建屋の天井に墜落制止用器具取付設備を設けた例>



- ・建屋天井部分から下がっているロープを作業者の墜落制止用器具に掛けて使用
- ・天井からのロープは、**巻取り式で伸縮**し、墜落時はストッパーが働き固定
- ・建屋天井にはレールが設置され、ロープ部分が移動可能で、作業者の移動が容易

本件の粉粒体運搬車についても、タンクローリーと同様に墜落制止用器具取付設備の設置が最も有効な対策と考えられます。そのため、陸運事業者と荷主等が協議の場を設けて、安全な作業方法等の確立等について荷主等の理解を得て、当該設備を設置することが望まれます。

そして、陸運事業者は当該設備が設置された場合には、労働者に墜落制止用器具を使用させてください。

なお、粉粒体運搬車のタンク上部に、従来、墜落制止用器具取付設備を設けた事例は見られませんでした。本誌令和3年2月号に紹介された箱型トレーラーと同様に墜落制止用器具の架装が可能になれば、荷積み・荷卸し先にかかわらず墜落防止措置が講じられることとなります。この場合、親綱が比較的低い位置に張られることとなりますので、それに対応した性能のフルハーネスをカタログで確認した上で選定することが重要です。

<例2：トレーラーの荷台上部に墜落制止用器具取付設備を設けた例>



- (2) 労働者には墜落時保護用の保護帽を配付するだけでなく、荷台からの墜落リスクを理解してもらい、真夏の暑い時期でもその着用が徹底されるように安全教育をしてください。
- (3) ガイドラインでは、「雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用すること」としています。耐滑靴については、労働安全衛生総合研究所作成の動画「耐滑性のある靴を使いましょう」を観ると効果が分かりますので、参考にしてください。

<https://www.youtube.com/watch?v=k6MufAkRlyo&feature=youtu.be>

- (4) フォークリフトによる作業計画を作成し、それを関係労働者に周知する必要がありますが、計画作成に当たっては、①フォークリフトの運転席から離れる際にはフォークを最低降下位置に置くこと、②荷のフレコンバックはパレット荷とするか、専用のつり具を使用することも配慮してください。
- (5) フォークリフト及びトラックへの荷積みに係る作業手順書を作成し、関係労働者に周知をしてください。

【厚生労働省からのお知らせ】

「職場のメンタルヘルスシンポジウム～ラインによるケアの実践～」をオンラインで公開します

厚生労働省は、「令和2年度職場のメンタルヘルスシンポジウム～ラインによるケアの実践～」を、オンラインで公開しています（視聴無料）。

今回のシンポジウムでは、「ラインによるケアの実践」についての基調講演のほか、企業の担当者を迎えて、取り組み事例の紹介やパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、「ラインによるケアの効果的な実施に向けて」と題して、組織づくりや個別のコンサルテーション・相談対応のほか、コロナ禍における取組や工夫を紹介しています。

詳細は次のURLからご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17399.html

■ オンライン公開ページはこちら（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」）

https://kokoro.mhlw.go.jp/mental_sympto/2020/

令和3年8月25日・10月20日実施

フォークリフト荷役技能検定のご案内



陸災防では、令和3年8月25日(水)*、10月20日(水)*「フォークリフト荷役技能検定試験」を実施します。

この技能検定は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

技能の程度について

- 1級** フォークリフト運転技能講習修了後5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

受検資格

- 1級** フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等^(注1)
 (注1) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験合格者及びフォークリフト認定1級制度実技試験合格者が対象となります。
 フォークリフト認定1級制度実技試験合格者は、学科試験のみの受検となります。
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者^(注2)
 (注2) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験一部合格者は、不合格となっている科目(学科又は実技)を受検できません。

検定日

検定日 **第1回：令和3年8月25日(水)***、**第2回：10月20日(水)***

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

受検会場

令和3年8月25日(水)							
受検地	岩手	秋田	福島	東京	岐阜	愛知	愛媛
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	—	—	—	学科・実技	—

令和3年10月20日(水)						
受検地	北海道	宮城	埼玉	東京	静岡	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	学科・実技	—	—	—



1級、2級の実技試験はカウンターバランス式を使用します。

リーチ式での実技試験について、1級は今年度の実施予定はありません。2級は埼玉・愛知にて実施します。

検定についての詳細・お問合せ先

URL http://rikusai.or.jp/event_schedule/forklift_niyaku/

陸災防 技術管理部

TEL 03-3455-3857

MAIL ginou-kentei@rikusai.or.jp

業種別労働災害発生状況（令和3年速報）

令和3年4月5日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月～3月 [速報値]		令和2年1月～3月 [速報値]		前年比較		令和3年1月～3月 [速報値]		令和2年1月～3月 [速報値]		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	140	100.0	145	100.0	-5	-3.4	25,185	100.0	19,495	100.0	5,690	29.2
製造業	25	17.9	17	11.7	8	47.1	4,833	19.2	4,475	23.0	358	8.0
鉱業	1	0.7	1	0.7	0	0.0	43	0.2	39	0.2	4	10.3
建設業	57	40.7	56	38.6	1	1.8	2,644	10.5	2,448	12.6	196	8.0
交通運輸事業	0	0.0	2	1.4	-2	-100.0	542	2.2	573	2.9	-31	-5.4
陸上貨物運送事業	19	13.6	16	11.0	3	18.8	3,000	11.9	2,626	13.5	374	14.2
港湾運送業	0	0.0	1	0.7	-1	-100.0	65	0.3	73	0.4	-8	-11.0
林業	9	6.4	9	6.2	0	0.0	250	1.0	255	1.3	-5	-2.0
農業、畜産・水産業	6	4.3	1	0.7	5	500.0	465	1.8	445	2.3	20	4.5
第三次産業	23	16.4	42	29.0	-19	-45.2	13,343	53.0	8,561	43.9	4,782	55.9

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年1月～3月）

令和3年4月5日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	140	39	5	6	14	15	31	19	0	11
製造業	25	3	1	1	0	2	16	0	0	2
建設業	57	22	2	2	13	3	6	6	0	3
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	39	10	2	0	0	7	8	6	0	6
陸上貨物運送事業	19	4	0	3	1	3	1	7	0	0
同上対前年増減	3	-2	0	3	-1	2	-2	3	0	0

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和3年1月～3月）

令和3年4月5日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	3,000	846	668	209	126	71	135	285	146	2	461	51
同上対前年増減	374	40	178	11	20	-9	-1	21	23	-3	101	-7

（注）上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp>に掲載

死亡災害では前年から3件増加の19件となり、3月に増加した8件は「墜落・転落」2件、「飛来・落下」1件、「はさまれ・巻き込まれ」1件、「交通事故（道路）」4件であった。また、「交通事故（道路）」と「飛来・落下」については前年からそれぞれ3件ずつの増加となっている。

死傷災害では前年と比べて374人増え、3月だけで1,334件の増加となった。中でも多く発生している事故の型は前々月、前月に引き続き「転倒」と「動作の反動・無理な動作」である。「転倒」については3月だけで256件、「動作の反動・無理な動作」は234件の増加と特に突出している。

陸運業 死亡災害の概要（令和3年3月）

令和3年4月5日現在

陸災防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経歴 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
3年3月 31日	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	男性	33	営業・販売関連事務員	2年	乗用車の運転	被災者が、営業活動としての得意先回りで、乗用車にて走行中、渋滞の列の最後方に止まっている大型トラックに追突し、致命的頭部外傷、気道損傷により即死したものの。
3年3月 18日	はさまれ、巻き込まれ	トラック	男性	52	管理者	20年		被災者は配送先に荷を運搬するにあたり、出発地点である本件事業場の車庫に来て、同車庫の所定の位置に停めていた本件トラックを傾斜のある車庫出入口付近まで動かした。その後、被災者は、本件トラック運転席ドアと車体との間に挟まれた状態で発見された。サイドブレーキを引いていなかった。

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
3年 3月 12日	飛来、落 下	その他 の装置、 設備	男性	58	貨物自 動車運 転者	30 年	荷卸し 作業	重さ約1.2tの精密機械を4tトラックの荷台から卸す作業を行っていた。他の労働者が手動式ハンドリフトを操縦して精密機械をトラックパワーリフトの上に移動させていた。この時被災者は精密機械を支えて（補助）いた。精密機械がパワーリフトの上に乗ったとき、パワーリフトがしなるような状態となり、精密機械が地上に落下して被災者が精密機械の下敷きとなった。
3年 3月 2日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	66	その他 の関連 作業者	8年	軽トラッ ク運転 中	被災者は、軽トラックに単独乗車して、第二工場から第一工場へ戻る途中、本線道路から逸脱して用水路に転落し、搬送先の病院で死亡した。当時の天候は暴風雪。（シートベルト未着用）
3年 2月 25日	墜落、転 落	荷姿の 物	男性	63	清掃作 業者	3ヶ月	場内の 清掃業 務	バルク車（飼料運搬車）のドライバーが、フレコンバックに入った飼料をバルク車に積み込むため、飼料倉庫に入ったところ、倉庫奥のコンクリート床に倒れている被災者を発見した。被災者は、後頭部左側打撲による脳障害により死亡した。被災者が倒れていた周辺にはフレコンバックが1段から2段積まれていた。
3年 2月 24日	墜落、転 落	トラック	男性	52	貨物自 動車運 転者	30 年	荷の積 込み後 の移動 中	物流センターでトラックへ荷の積み込みを終え、テールゲート上を歩いて移動していたところ、テールゲートがプラットホームから外れて地上に墜落。その後、自らトラックを運転して約4km走行したところで意識を失い、ハンドルに覆い被さっているところを通行人に発見されたもの。
3年 2月 8日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	73	貨物自 動車運 転者	40 年	トラック の運転	コンクリート2次製品の荷物を運搬中、単独事故により反対車線側のブロック塀に激突した。
3年 2月 6日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	53	交通運 輸業	3ヶ月	自動車 の運転 業務	2月6日の早朝、トレーラーで走行中、国道と側道の間にある分離帯に衝突した。救急搬送され、当時は意識があったものの、3日後に症状が悪化し、2月9日に外傷性大動脈解離により死亡した。

（注）内容については、後日、削除又は記載内容を修正する場合があります。

第57回全国陸災防大会in熊本のご案内

全国から会員事業場が一堂に会し、①労働災害防止の意識の高揚を図り、その決意を新たにするとともに、②労働災害防止の取組について学ぶために、毎年、「全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」を開催しています。本年の大会は、11月11日（木）熊本県熊本市「熊本城ホール」にて開催いたします。

第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本 ～震災からの復旧、復興、発展を～

開催日時 令和3年11月11日（木）13:00

会場 熊本城ホール（熊本県熊本市）



熊本城天守閣【写真提供：熊本城総合事務所】